64	削除	
［65～68　略］		
69	削除	
70	削除	
［71～73　略］		

［２～４　略］

64	(1)　山梨県北杜市明野町浅尾字浅尾原5259―400　(990.60) (2)　山梨県北杜市武川町三吹字山田3559―１　(631.50)	北緯35度47分17秒東経138度28分46秒の地点と北緯35度47分38秒東経138度21分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［65～68　同左］		
69	(1)　長野県茅野市金沢5359番地　(1080.90) (2)　長野県諏訪郡富士見町落合字栂沢10201番１号　(1057.40)	北緯35度56分44秒東経138度10分44秒の地点と北緯35度55分31秒東経138度14分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度55分30秒東経138度14分33秒の地点と北緯35度55分29秒東経138度14分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
70	(1)　長野県諏訪市諏訪２丁目10番９号　(823.30) (2)　長野県茅野市金沢5359番地　(1081.20)	北緯36度02分36秒東経138度07分11秒の地点と北緯35度57分05秒東経138度10分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度57分02秒東経138度10分31秒の地点と北緯35度56分47秒東経138度10分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［71～73　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

八　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～43　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～43　同左］		